

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 食料等の確保
- 第2節 生活必需品等の確保
- 第3節 飲料水及び生活用水の確保
- 第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備
- 第5節 輸送車両等の確保
- 第6節 燃料の確保

【応急対策】

- 第1節 食品供給計画
- 第2節 給水計画
- 第3節 生活必需品供給計画
- 第4節 義援物資の取扱い
- 第5節 輸送車両の確保
- 第6節 燃料の供給

【復旧対策】

- 第1節 多様なニーズへの対応
- 第2節 炊き出し
- 第3節 水の安全確保
- 第4節 生活用水の確保
- 第5節 物資の輸送

基本方針

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料や水、毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。本章では、物資の備蓄及び調達、防災倉庫及び学校備蓄倉庫、集積地、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

■食料・生活必需品等の確保

備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、区は都と連携した備蓄や寄託制度（※）により、発災後3日分の食料・水・生活必需品等（一定数の避難所外避難者分を含む。）の確保に努める。また、物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充および実効性の確保に努める。

※ 寄託制度

都が区と寄託契約を締結し、都の所有する物資を区の備蓄倉庫等に事前に配置しておく制度

■防災倉庫及び学校備蓄倉庫、集積地の整備

物流事業者（輸送事業者）と連携した防災倉庫及び学校備蓄倉庫、集積地における物資の搬出入体制を構築するとともに、倉庫事業者等と連携し、集積地に集まった支援物資を保管する場所を確保する。また、倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

■輸送体制の整備

災害時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努める。

予防対策

第1節 食料等の確保

(区総務部・地域振興部・区民部)

災害により居住家財等に被害を受け、日常の食料を欠くに至った被災者への食料給与は、災害救助法適用後は都が実施し、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合等で、区長（区本部長）が必要と認めた場合には、区本部で応急食料を給与する。

区では、被害想定に基づく避難所生活者等の推定人数（※）に対し、1日分の食料および被災乳幼児（2歳未満）用の粉・液体ミルク3日分を備蓄する。また、都と連携し、分散備蓄等により発災後3日分の物資確保に努める。

区の備蓄食料はクラッカー、アルファ化米、リゾット等の多様化を図るとともに、避難所で求められる物資が時間の経過とともに変化することに留意する。

また、高齢者、障害者、こども、アレルギー、ハラール対応など、既存の給食内容では対応できない人への配慮を行い、様々なニーズに応じた物資確保に努める。

発災直後は道路被害等により都からの物資配送が遅れる可能性があるため、区として段階的に2日分の物資確保を目指す。

一方で、区民には家庭での備蓄（最低3日分、推奨1週間分）を促す啓発を推進する。

※【参考】避難所避難者等数（1日目）：約15.6万人（都心南部直下地震 M7.3、冬の夕方18時、風速8m/秒。避難所避難者以外の需要を含む）

第2節 生活必需品等の確保

(区総務部)

1. 支給の考え方

生活必需品の給与は、災害発生時に災害救助法が適用される場合、都が実施する。ただし、災害救助法が適用されない災害や、都による救助開始までの間は、区が応急援助として必要な生活必需品の確保を図る。

都は、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品のほか、ブルーシートや土のう袋、さらに避難所での生活環境改善や感染症対策に有効な簡易ベッドや屋内テントを確保する。区は、避難者に迅速に物資を提供できるよう、都と連携し、区の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄するよう努める。

必要備蓄量の算出は、都の被害想定に基づき、発災から3日目までの避難所生活者等の推定人数を基準とする。

避難所で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、高齢者、障害者、

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

震
災
編

風
水
害
編

女性、こども等への配慮を行い、様々なニーズに対応した物資確保に努める。

物資の確保にあたっては、避難所生活に必要なパーティションや段ボールベッド、感染症拡大防止に必要な物資、さらに夏季には冷房器具、冬季には暖房器具や燃料など、季節や避難所の実情を考慮する。

また、一方で区民に対しては、家庭での備蓄を促す啓発を推進する。

2. 調達目標

避難所生活者数の想定15.6万人を調達目標とする。(都心南部直下地震 M7.3冬の夕方18時 風速8m/秒)

第3節 飲料水及び生活用水の確保

(区総務部・区民部、都水道局東部第一支所)

1. 方針

災害時において、被災者の生命維持を図る上での飲料水の確保及びトイレ、洗濯、風呂などに使用する生活用水の確保は、極めて重要である。

区においては、飲料水の輸送体制の確立や、給水困難な状況に備えての生活用水の確保に努める。

2. 確保体制

(1) 利用水利

区立小・中学校等のプールや既存の井戸の活用等による生活用水の確保に努めていく。

また、以下の防災用井戸については、水質等を考慮し、原則として雑用水(トイレの排水等)の採水に限定して活用するものとする。

設置場所	所在地
深川公園	富岡1-14-10
八名川公園	新大橋3-1-18
豊洲公園	豊洲2-3-6
香取公園	亀戸4-27-6
亀高公園	北砂6-26-8

※ 飲料水の給水体制については、本章 応急対策 第2節「給水計画」参照。

(2) 給水資機(器)材

飲料水も含め水の輸送等に際しての給水資機(器)材の充実も重要である。区は、ポリ容器、ビニールバケツや、造水機、ろ水機等を備蓄している(備蓄数量等は、資料編その1 P. 資1-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」参照)。

また、平成25年度には、停電時に受水槽内に残された水を有効活用するため、区立小・中学校等へ給水資機(器)材を配備するとともに、給水資機(器)材と受水槽を接続できるように受水槽の一部を改修した。

そのほか、拠点避難所等には、消火栓等による応急給水を行うための応急給水資機(器)材(青色のバッグ等一式)が配備されている。また、避難所応急給水栓が設置されている避難所では、応急給水栓による応急給水を行うための応急給水資機(器)材(黄色のバッグ)が配備されている。

第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

(区総務部)

1. 方針

備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。

応急対策用資機(器)材等(都の事前寄託分を含む)については、平時から備蓄を図り、災害が発生した場合の輸送及び配分方法について定める。また、災害が発生した場合には、資機(器)材の購入が一時まひ状態となるおそれがあるので、緊急の場合にも調達し得る措置を講ずるものとする。

避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点等を選定し、都総務局に報告する。また、新物資調達・輸送調整システムを活用し、あらかじめ物資拠点の登録に努める。

避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保に努める。

なお、随時資機(器)材等の整備点検を実施し、補充整備に努めるものとする。

2. 災害救助物資備蓄計画

災害時、被災者の生活に直接関係する食品と被服、寝具等の生活必需品の備蓄が必要であるが、災害救助法が適用される場合は、都災害対策本部の救助活動も併せて行われるので、区においては、同法適用前における応急措置のため必要程度確保し、他は都の備蓄計画又は災害の程度に応じて緊急調達によるものとする。

(1) 備蓄計画の充実

他都市における被災事例の分析や社会情勢の変化に応じて必要な備蓄品目・量の見直しを行うなど、備蓄内容の充実に努める。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

(2) 備蓄物資の現状(救助用備品を含む)

資料編その1 P.資1-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」 参照

(3) 備蓄物資の点検管理

盗難予防、そ害予防、防湿等の対策を講じ、備蓄物資の管理に努める。点検は必要に応じて随時行う。

(4) 防災倉庫及び学校備蓄倉庫

第1 防災倉庫の整備

災害時の効率的な救援・救助に備え、区内に防災倉庫を整備しているが、今後とも計画的な整備を図る。

また、防災倉庫の新築時には、水害時に備えた高所への設置など、計画的措置を講じる。(資料編その1 P.資1-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」 参照)

第2 学校備蓄倉庫の整備

拠点避難所となる全ての区立小・中学校等に、学校備蓄倉庫を配備している。

また、区立小・中学校等は、水害時の一時避難施設としても指定していることから、改修・改築時には、高所への設置を進める。

(5) 防災倉庫及び備蓄倉庫の点検管理

室内の除湿・換気を行う等、倉庫の点検管理に努める。扉を開放する場合、部外者の入室禁止等の盗難・いたずら防止措置を講じる。

3. 物資拠点整備計画

各自治体等から送られてくる救援物資、食料及び生活必需品等を避難所へ搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、中央防災倉庫の整備を図り、平成27年8月に竣工した。

また、民間企業等と協定を締結するなど、一時保管場所等の拡充に努める。区では、佐川急便株式会社と「災害時協力協定」を平成25年7月24日(令和7年10月1日再締結)に締結し、一時保管場所等が不足した場合に備えている。

各拠点避難所が求める物資が迅速かつ過不足なく届けられるよう、物流事業者等と連携し、輸送拠点の効率的な運営体制の構築と物資の円滑な輸送体制の確立に努める。

4. 本部職員用被服及び装備等備蓄計画

(1) 方針

職員数の増加、装備の消耗等を考慮して、その整備拡充を図り、支障のない防災活動を実

施し得るようにする。特に各種装備については、過去の経験を活かし、有効かつ適切に使用できる物品の供給を図るものとする。

(2) 本部職員被服等貸与計画

本部第4非常配備態勢職員全員に対し、防災服・ヘルメット・及び帽子等を貸与し、災害応急対策活動に備える。

(3) 本部職員食料備蓄計画

- ① 区災害対策本部の業務に従事する職員が、迅速かつ正確に応急対策活動に対処できるよう平常時から食料を確保しておくものとし、東日本大震災の教訓などを踏まえ、計画の再考を進める。
- ② 実施計画
職員用の食料は、備蓄食料等を充てるものとし、不足を生じた場合は、パン、炊き出し等により補給するものとする。

第5節 輸送車両等の確保

(区総務部、日本通運、トラック協会)

災害応急対策に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるため、車両、舟艇等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。区が災害対策活動を実施するに際して必要となる車両、舟艇等は事前に確保を図るものとし、震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している車両については、事前届出を行う。なお、不足をきたすような場合は、都のあっせん調達等により指定地方行政機関等の協力を得て調達するものとする。

第6節 燃料の確保

(区総務部)

区は、東京都石油商業組合江東支部と「災害時における石油類等の優先供給に関する協定書」を昭和61年5月26日に締結し、燃料の確保について対策を講じている。

協定の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施するとともに、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたり実効性のある体制の構築に努める。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

応急対策

第1節 食品供給計画

(区総務部・地域振興部・区民部)

被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

備蓄物資(クラッカー等)として都総務局が区に事前に配置してあるものは、都総務局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。

必要に応じて、新物資調達・輸送調整等支援システムにより、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点等である集積地で受領する。

1. 食品給与の配布基準

区長(区本部長)がその責任において実施する食品給与の配布基準は、災害救助法施行細則において定める単価(資料編その2 P.資 2-52 I-13-3 「災害救助法項目別適用単価等一覧」参照)以内とし、災害救助法適用後は、都知事(都本部長)の補助機関として、都が定める配布基準により実施する。

2. 給食内容

クラッカー、アルファ化米、リゾット、パン、米飯、粉・液体ミルク(2歳未満の乳幼児用)

3. 食品調達計画

(1) クラッカー、アルファ化米、リゾット、粉・液体ミルク

区備蓄物資をもって充てるが、不足を生じた場合は、都に要請し調達する。

(2) 米 穀

都は、区の要請に基づき、農林水産省生産局と協議を行い、調達し提供する。

(米穀の調達経路 資料編その1 P.資 1-147 I-43 「米穀の調達経路(都産業労働局)」参照)

(3) パン・副食品等

区は、民間協定団体及び取扱業者より、必要に応じて調達する。

(第2部 第2章 予防対策 第2節 3. 「民間団体との協力協定」参照)

(4) 応急用精米の優先供給

区は、昭和55年6月12日（令和8年2月5日再締結）に東京都米穀小売商業組合江東支部と「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」を締結し、災害時における食料供給を確保している。

(5) 麺類

区は、昭和62年12月21日に麺類協同組合深川・城東支部と「災害時におけるめん類等の優先供給に関する協定書」を締結した。これにより、区内麺類業者の積極的な協力を得て応急食料を確保する。

4. 給食方法

避難収容者等に対してはその管理者より給食することとし、その他自宅に残留している被災者には、災害協力隊等を通じて給食又は事前周知等を行うことで定められた時刻にて給与する。また、他自治体の避難所に避難した者に対しては、所在地において給食するものとし、その場合、所在自治体は被救助者の区長に給食人員、数量等を通知するものとする。

5. 食品集積地

区は、災害地における食品給与の円滑を期するため、区内の防災倉庫を食品集積地に指定している（資料編その1 P.資1-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」参照）。

また、都総務局に対し要請を行った場合、次表の地域内輸送拠点等である集積地に都支援助物資（生活必需品を含む）が集積され、仕分け後、区民部輸送班等により、防災倉庫又は避難所に直接配送される。

以下の食品集積地のみでは不足する場合は、佐川急便株式会社との協定に基づいて協力要請するなど、一時保管場所の確保を図る。

集積所名	所在地	荷卸し場所
江東区中央防災倉庫	塩浜1-3-14	防災倉庫内

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第2節 給水計画

(区区民部、都水道局)

災害により、水道の使用が不能又は困難になった場合は、区本部長は、必要に応じて都本部に対し、応急給水を要請するものとする。

1. 震災時の応急給水の方法

(1) 災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水

①給水所、②応急給水槽を給水拠点とし応急給水を行う(別表1参照)。

給水拠点からの距離がおおむね2 km 以上離れている避難所・避難場所では、応急給水の要請があり、必要があると認める場合、車両による応急給水を行う。

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

また、都水道局と平成26年8月に締結した「指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書」に基づき、応急給水の立ち上げが遅延しないようにするため、給水所の敷地一部を仕切った、又はシャッター式の応急給水エリアにおいては、都・区のほか、指定従事者(区があらかじめ指定した地域住民等)による応急給水も可能とする。

(2) 医療機関等への応急給水

都水道局は、医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

(3) 拠点避難所等での応急給水

区は、停電時において、拠点避難所(区立小・中学校等)の受水槽に給水資機(器)材を設置し、応急給水を行う。

また、住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、区は通水状況を都水道局に確認した上で拠点避難所等に配備した応急給水資機(器)材(都水道局より貸与)を設置し、消火栓等による応急給水を行う。

2. 災害時給水ステーション（給水拠点）での都・区の役割分担

- ① 浄水場(所)・給水所等においては、都は応急給水に必要な資機(器)材等の設置を、区は区民等への応急給水を行う。また、給水所の敷地一部を区切った、又はシャッター式の応急給水エリアにおいては、応急給水エリアの鍵を区、指定従事者又は都が解錠し、資機(器)材の設置が不要な蛇口等から区又は指定従事者が区民等への応急給水を行う。

- ② 応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資機（器）材等の設置及び区民等への応急給水を行う。また、飲料水を車両輸送する必要がある避難所・避難場所においては、都本部を通じた要請があった場合に、都が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が区民等への応急給水を行う。

3. 給水基準

発災直後（3日後まで）における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3リットルとする。

4. 給水体制

都水道局は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握するとともに、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立する。

災害時給水ステーション（給水拠点）となっている給水所において、都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。

車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資機（器）材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する（別表2参照）。また、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合は、給水が可能となるまでの間は、区において受水槽の水、造水機によりプールの水や井戸水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水及び生活水の確保に努める。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

【別表1 給水所等施設】

令和7年4月現在

給水拠点	確保水量(m ³)	所在地
亀戸給水所	20,000	江東区亀戸2-6-50
豊住給水所	13,300	江東区東陽6-1-8
江東給水所	22,000	江東区新砂3-6-17
有明給水所	6,600	江東区有明3-1-8
区立南砂三丁目公園内 応急給水槽	1,500	江東区南砂3-14-21
都立辰巳の森海浜公園内 応急給水槽	1,500	江東区辰巳2-1
都立大島小松川公園内 応急給水槽	1,500	江戸川区小松川1-7

【別表2 所在別給水資機(器)材現有数】

令和7年4月現在

営業所 施設名	給水タンク		角形ポリ容器		応急 給水栓	ホース		エンジン ポンプ
	(1m ³)	(2m ³)	(10L)	(20L)		1~5m	10m~	
江東営業所	6基	0基	0個	0個	4基	20本	10本	1台
亀戸給水所	2	0	0	0	8	17	8	0
豊住給水所	2	0	0	0	9	18	3	0
江東給水所	3	0	0	0	5	10	3	0
有明給水所	3	0	0	0	10	6	0	0

第3節 生活必需品供給計画

(区総務部・区民部)

被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。

被災した区において給(貸)与の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。

備蓄物資(毛布、敷物等)として、都総務局が区に事前に配置してあるものは、都総務局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

必要に応じて、新物資調達・輸送調整等支援システムにより、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点等である集積地で受領する。

1. 給与品目

給与品目は原則として寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、日用品、光熱材料等とする。

なお、一部給与品目について、備蓄物資(資料編その1 P.資 1-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」 参照)として必要程度確保している。

2. 調達方法

災害救助法適用前においては、必要品は区の備蓄物資を措置するほか、取扱業者から即時調達を行い区本部が措置するものとする。

災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都総務局に要請する。

ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

物資の調達に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者のニーズも十分踏まえて調達するよう努める。

3. 給与方法

被災者に対する生活必需品の給与は、人員数量等を適確に把握し、原則として地域の災害協力隊を通じて給与するものとする。

4. 災害救助法適用の場合

災害救助法が適用され、被災者に食品の給与を行い、なおかつ生活必需品の給与を必要とする場合は同法施行細則(資料編その2 P.資 2-52 I-13-3 「災害救助法項目別適用単価等一覧」 参照)に基づき給与する。

第4節 義援物資の取扱い

(区総務部・地域振興部・福祉部)

1. 義援物資の取扱い方針

平成24年7月31日に発表された中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告によると、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである」とされている。

上記報告内容を踏まえた都の方針に基づき、区は、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、義援物資の取扱いについて、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

2. 義援物資の受入・配分

(1) 受付要領

区地域振興部を中心に所定の手続きを経て受領し、必要に応じて江東区社会福祉協議会と協議の上支給するものとする。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付けることができる。なお、受領物資は被害の状況を勘案して、受入れを希望するものと、希望しないもののリストを作成し、送り先等を明示して広報する。受領については、別紙様式の受領書を寄託者に発行する。

(2) 配分要領

り災者への救護は現物により支給する。配分についてはその都度、り災の状況に応じて配分計画を樹立して支給するものとする。配布の対象は全壊、流出世帯又はこれに準ずるものとし、被災状況、被災人員を勘案して、1世帯又は1人当たりの配分を計画するものとする。

(3) 義援物資の保管その他

企業、団体等から直接寄託された物、都及び日赤より配分を受けた物資も併せて区役所に保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積所を定め保管する。

第5節 輸送車両の確保

(区総務部、日本通運、トラック協会)

1. 調達計画

(1) 乗用車

- ① 区有乗用車(別表1)を使用する。
- ② 不足をきたすような場合が生じたときは、その他の区内タクシー会社から雇上げを実施する。

(2) 貨物自動車等

- ① 「災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定」(昭和61年5月26日締結)に基づき、一般社団法人東京都トラック協会深川・城東両支部から調達する。
- ② 区有貨物自動車(別表1)を使用するとともに、雇上げ契約車両を可能な限り調達し、対応する。
- ③ さらに必要な場合には、都本部のあっせん調達を得る。

(3) 舟 艇

- ① 区有舟艇(別表1)を使用するとともに、「災害時における救助物資等の輸送用船舶及び係留施設の優先提供に関する協定」(平成19年3月13日締結)に基づき、東京湾遊漁船業協同組合に優先提供を要請する。
- ② 不足をきたすような場合が生じたときは、都本部を通じて都港湾局のあっせんを得て緊急輸送に必要な舟艇を確保する。

【別表1】

区 分	種 類	保有数 (台、艇)	備 考
乗 用 車	普通乗用自動車	8	総務部 7 土木部 1
	小型乗用自動車	7	福祉部 1 障害福祉部 2 健康部 2 環境清掃部 2
	軽四輪乗用自動車	3	環境清掃部 3
乗合自動車	乗 合 自 動 車	1	総務部 1
貨 物 自 動 車 等	小型貨物自動車	1	障害福祉部 1
	軽四輪貨物自動車	7	環境清掃部 7
	特 殊 車 他	11	災害情報通信車 1 地震体験車 1 清掃車 7 梯子車 1 道路パトロール車 1
舟 艇	救 助 艇	32	総務部 32
	ゴ ム ボ ー ト	2	総務部 2

2. 指定公共機関及び指定地方公共機関輸送計画

(1) 日本通運

東京支店は車両を保有していないため、区から車両提供の要請があった場合は、他支店等との調整の上、可能な範囲での協力を行う。

第1部
第2部
震 災 編
第3部
第4部
第1部
風 水 害 編
第2部
第3部

(2) トラック協会深川支部

所在地	佐賀1-6-10 ステージファースト門前仲町201
電話番号	(3643) 4851
加入業者数	180
保有車両台数	3,700台(大型3,232台、小型468台)
供給予定業者数	34
供給予定台数	140台(大型88台、小型52台)
供給方法	区との協定により供給を行う。
運用方法	区担当部門の指揮下に入り輸送を行う。

(3) トラック協会城東支部

所在地	南砂1-3-20 東京トラック同盟協同組合会館2階
電話番号	(3699) 7083
加入業者数	116
保有車両台数	2,478台(大型2,032台、小型446台)
供給予定業者数	6
供給予定台数	14台(大型7台、小型7台)
供給方法	区との協定により供給を行う。
運用方法	区担当部門の指揮下に入り輸送を行う。

第6節 燃料の供給

(区総務部)

区は、東京都石油商業組合江東支部と締結した協定(「災害時における石油類等の優先供給に関する協定書」昭和61年5月26日締結)に基づき、燃料等の石油類を調達するものとする。

復旧対策

第1節 多様なニーズへの対応

(区総務部・地域振興部)

避難所等で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、高齢者、障害者、女性、こどもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

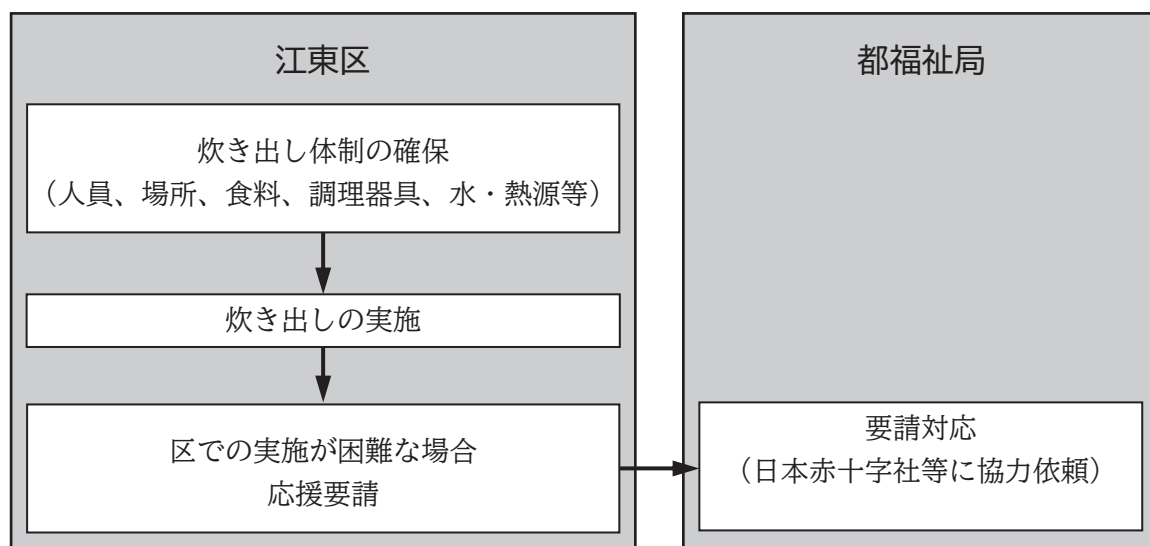
区は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、各避難所の管理運営者は、生理用品、女性用下着の配布については女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

第2節 炊き出し

(区総務部・地域振興部)

炊き出しの必要がある場合は、区立小・中学校等給食施設を利用し、災害協力隊やボランティア・市民活動団体等の協力を得て円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。

区において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。



第3節 水の安全確保

(区健康部)

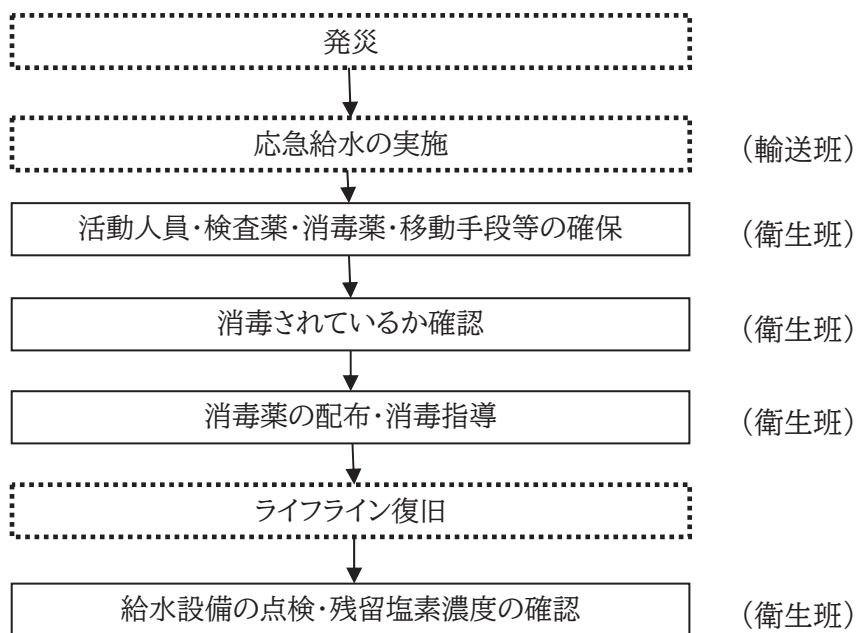
区は衛生班（環境衛生）を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。

避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。

それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、区民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。

ライフライン復旧後、区民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

【水の安全確保に係る区の業務】

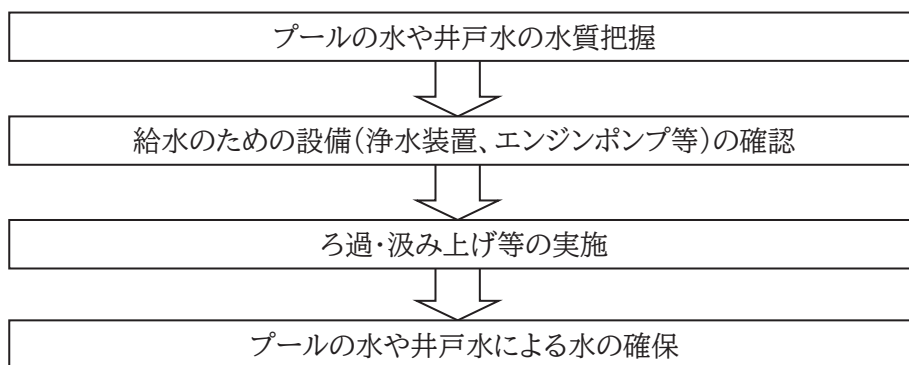


第4節 生活用水の確保

(区生活支援部・こども未来部・教育委員会事務局)

(避難場所における対応) 雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保する。

(避難所における対応) 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。



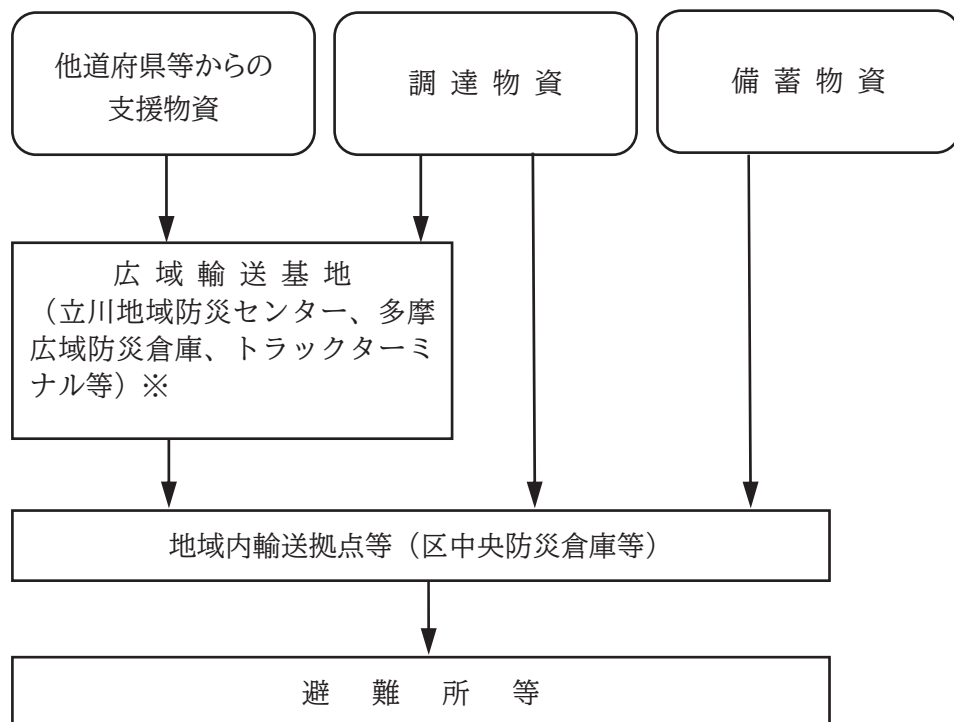
第5節 物資の輸送

(区総務部、都総務局・港湾局)

区は、区が調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

地域内輸送拠点等を選定し、都総務局に報告するとともに、地域内輸送拠点等で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

【陸上搬送概念図】



※ 大型車で輸送された物資は、トラックターミナルで、4 t 以下の車両に積み替える。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

震災編

風水害編

